

隠居家を持つ居住形態は、世代交代の居住システムとして、あるいは“スープの冷めない距離に住む”形態（最近では隣居や近居という語が一般的になりつつある）として興味深いものである。

隠居に関するささやかな実感を私自身が得たのは、多くの老人に子供時代の住まいについてたずねた時のことだった。座敷と台所を備えたそれらしい隠居家の一方で、納屋や物置の一隅に生活するといった隠居が散見され、的はずれなのだが、これには姥捨てのイメージが重なってしまった。言うなれば、豊かな隠居と貧しい隠居があったことが実感されたのであった。貧しい隠居は、その地の実情に合わない規範に無理に従った住み方とも感じられた。と同時に、一緒に食事をしたり、寝たきりになった祖母を母屋に戻すといった住み方からは、規範を超える生活の知恵もうかがえたのである。

隠居家については、近年、その存続ぶりについて、いくつかの報告がされている。どちらかと言えば豊かな隠居で有名な隠居慣行村で、それが（隣居に変質して）存続しているという報告である。

それに対して、いわば無名の、より貧しい隠居慣行村の現状は異なっているようだ。場所は徳島県の山間の地、しかし、祖谷とか木頭といった有名な村とは離れた20戸ほどの集落の現況を知る機会があった。その過半の世帯が現在でも“ひや”と呼ばれる別棟を持つ。ここでは「老いたら西に下がる」という慣用句が伝わるとおり、ひやの位置は風水で下位に置かれる西側が多い。

しかし建て替ても守られてきた伝統的な住まいの型は、10年ほど前から、全国のどこの郊外にも見られる一戸建住宅と同じような住宅に変化し始めている。そうなるとともに新築住宅の内部に老人室を設ける例が現れ始めた。考えてみれば、かつての隠居は、便所は別棟、それは母屋も同じ条件であったが、母屋に浴室も便所も一体化されるようになると、いかにも相対的に、しかも老人にとって、隠居家の居住条件は悪いものになる。ここでは隠居から同居へという変化がしばらくは続きそうだが、新婚の若夫婦に別棟を建てるという新たな形

の隣居が出現しあげてもいる。

中国で、官に仕えることはしないという意であった“隠居”が、日本で家督の生前譲渡を意味して用いられるようになったのは室町のころと言われる。しかし、それに類することはずっと古くから行われていたのだという。実権を手放さない公家や武家の隠居もあったようだが、一般に家長権の譲渡には、社会から“隠れる”という面があつたかもしれない。

ともあれ、長い時代を超えて、広い範囲に定着するうちに、隠居慣行には様々なバリエーションが生まれた。隠居に関する研究の歴史は古いが、あまりに多くのバリエーションがあるため、常に分類が主要なテーマであったように見えるほどだ。

穂積陳重の「隠居論」の初版が出されたのは明治24年。古今東西を視野に入れた古典的大著と称されるが、論考の中心は法制としての隠居であり、隠居家を含む居住形態に関心が示されたのは、民俗学、社会学へと研究分野が広がってからのことである。

隠居には、親夫婦が次男以下を伴って分家する“隠居分家”（隠居年齢が比較的若いものの、新たに開墾地を耕す厳しい隠居生活もあった）、親夫婦のみが母屋を出る“別居隠居”（家財や畠を一部分割しての別財+別食+別棟の隠居家による生活分離が典型的だが、同財や同食もあった）、母屋から出ない“同居隠居”（楽隠居や寄生隠居と呼ばれたり、隠居の範疇から除かれる場合もある）のほか、父母が本家と分家に分かれる“分住隠居”もあり、より多面的な要件の組み合わせによる小地域ごとの固有の型があった。

とは言え、基本的に隠居は、生前に家長権と家産を譲り渡すことによって、「家」の活力を維持し、存続を強化する「家」の論理に則ったものとされる。この視点に立つと、隠居分家は「家」を分散させるものであって西日本に存続した小家族制に対応する古い型であり、同居隠居が直系拡大家族の家制度に対応する新たな型ということになり、別居隠居はこの歴史的変遷過程の過渡的形態としても関心が払われることになる。

山間の村で隠居システムがくずれる要因

のひとつに、寿命が長くなったため、長男が結婚してしばらくしても、親が隠居に移ろうにも、まだ先代が健在で隠居家が空いていないという事態が見出せた。

ところが、隠居慣行村の中には、“閑居”と呼ばれる、親の親の世代のための隠居家を持つ形態が存在するのである。家の活力の維持のために隠居し、若い世代に母屋を譲るのであれば、隠居第一世代と第二世代はひとつの隠居家に住んでもかまわないはずであり、第一世代が相当の高齢に達していることを考慮してもそれが自然に思えるのだが。隠居精神の徹底と言うべきか、家制度以前の小家族制のなごりなのか。そこに自立の徹底を感じてしまうのは間違いただろうが、核家族の家族観とは符合する。隠居はこうして隣居に転化する。

そう言えば、昭和の初めに建てられたある家の2階座敷に、「閑居養高志」と書かれた大きな扁額が掛けられていた。この額は、この家の主人が定年退官する時に先輩から贈られた自筆の書という。贈り主が“閑居”的、隠居の意を含んだ用い方を知っていたかどうかはわからない。ただ、あらためて眺めると、落款の雅号の下に「隠士」の文字。いずれにしても、閑居への讀辭は、隠居する後輩への、思いのこもったはなむけである。

人生は長くなり、第二の人生を持つことができるほどになった。官に仕えるのをやめてボランティアに生きるもよし、閑居して高い志を養うもよし、隠れても、隠れなくても、今は自由なはずである。長くなつた老年期に、その生き方にふさわしい住まいに住むこと、もしくは住み移ること。それが可能な住宅政策を、ということになる。家族の枠の中だけの隣居でなく、地域の中の隣居を考えなければならない。できれば、“必ず隣あり”という隣居をしたいものである。